

令和8年第1回三豊市議会臨時会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度三豊市一般会計補正予算(第6号))	2
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度三豊市一般会計補正予算(第7号))	4
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めること)	6
議案第4号	三豊市教育委員会委員の任命について	8

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 6 号））

令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和7年度三豊市一般会計補正予算（第6号）を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 7 号））

令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 7 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和7年度三豊市一般会計補正予算（第7号）を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

三豊市長 山下 昭史

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めること）

支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和8年1月5日

三豊市長 山下 昭史

1 損害賠償の額

12,000円

2 損害賠償の相手方

観音寺税務署

署長 上田 浩司

3 事件の概要

令和7年9月に支払った工事監理業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の支払が遅れ、不納付加算税1万2,000円が発生した。

そのため、市が相手方に対し支払遅延に係る損害賠償金を支払うものである。

議案第 4 号

三豊市教育委員会委員の任命について

下記の者を三豊市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	三豊市三野町
氏 名	森末 文子

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

三豊市長 山下 昭史